

# 交際費名義の支出金の損金性と 更正の請求に係る立証責任

東京地裁令和5年5月12日判決（令和元年（行ウ）第607号、614号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士

品川芳宣

## 一、事実

(1) 本件は、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>（原告、以下「Xら」という。）両社の法人税等に係る更正をすべき理由がない旨の各通知処分<sup>1</sup>の違法性が争われたものである。

X<sub>1</sub>は、平成20年7月に設立され、宣伝、広報の企画、制作等及び飲食店の企画、経営等を目的とする株式会社で資本金は800万円である。X<sub>2</sub>は、平成23年11月に設立され、広報等の企画及び制作並びに飲食業の企画及び運営を目的とする株式会社で、資本金200万円である。Xらの代表取締役は、いずれも甲である。

X<sub>1</sub>は、平成26年6月期から同28年6月期（以下「X<sub>1</sub>各事業年度」という。）分法人税につき、また、X<sub>2</sub>は、平成26年10月期から同28年10月期（以下「X<sub>2</sub>各事業年度」といい、X<sub>1</sub>各事業年度と合わせて「Xら各事業年度」という。）分法人税につき、甲が、現金又はXら代表者個人名義のクレジットカード（以下「本件各カード」といい、その明細書を「本件カード明細書」という。）を用いて支払った飲食等の代金の一部をXらの交際費等に該当するとして各勘定科目に計上し（以下「本件各代金」という。）、それぞれ確定申告をした（また、消費税の課税仕入れ税額についても同様な処理をした。）。

(2) しかし、Xらは、平成29年1月以降、所轄税務署職員（以下「本件職員」という。）の実地調査（以下「本件実地調査」という。）を受け、本件職員から、本件各代金のうち甲の個人的な飲食等と認められる金額（以下「本件各支出」又は「本件各支出額」という。）は損金の額に算入でき

ない旨指摘を受け、かつ、本件各支出額相当額（X<sub>1</sub>分合計1億850万円余、X<sub>2</sub>分合計5707万円余、以下「本件各否認額」という。）を甲に対する貸付け（以下「本件各貸付け」といい、当該金額を「本件各貸付金」という。）に振り替え、本件各貸付金に係る受取利息（以下「本件受取利息」という。）の額を所得の金額に加算するよう促されたので、その旨の金銭消費貸借契約書（以下併せて「本件各契約書」という。）をそれぞれ作成し、本件各貸付けを承認する旨の取締役会議事録（以下併せて「本件各議事録」という。）を作成し、平成29年5月15日、上記の指摘どおり各修正申告書を提出した（以下「本件各修正申告」という。）。

Xらは、平成29年6月26日、所轄税務署長に対し、本件各否認額が「交際費等」に当たるとして、Xらの本件各事業年度分法人税等について更正の請求（以下「本件各更正の請求」といい、当該請求書を「本件各更正の請求書」という。）をするとともに、その資料として70件分の領収書の写し、本件各カードの利用状況等を記載した一覧表及び甲の日程表（以下「本件日程表」という。）をそれぞれ提出した。

これに対し、所轄税務署長は、最終的には、平成30年9月13日付で更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件各通知処分」という。）をした。Xらは、これを不服として、前審手続を経て、令和元年12月2日、本件各通知処分の取消しを求めて、本訴を提起した。